子吉川圏域「大規模氾濫時の減災対策協議会」 規約

（名称）

第１条　本会の名称は、子吉川圏域「大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）とする。

なお、本協議会は、水防法（昭和 24 年法律 193 号・平成 29 年改正）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会及び同法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

（目的）

第２条　平成２７年関東・東北豪雨等による甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県及び市町村等の関係機関が連携・協力し、子吉川圏域の河川を対象に、堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備えた「減災のための目標」を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進することで、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する必要がある。

このうち、本協議会では、「住民目線のソフト対策」の策定・実施について、国、県及び市町村等の関係機関が協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２　協議会には座長を置くものとし、秋田河川国道事務所長がその職務を行う。

３　座長に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

４　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

５　事務局は、第１項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（作業部会の構成）

第４条　協議会に作業部会を置く。

２　作業部会は、別表2の課に所属する者又は別表2の職にある者をもって構成する。

３　作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　作業部会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とする。

５　事務局は、第2項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の課に所属する者又は別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

１．現状の水害リスク情報や取組状況の共有

２．「減災のための目標」の設定

３．「減災のための目標」を実現するために必要な「取組方針」の作成

４．「取組方針」の実施状況のフォローアップ

５．その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（会議の公開）
第6条　協議会は報道機関に原則として公開する。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
２　作業部会は原則非公開とする。

（協議会資料等の公表）
第7条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等については、協議会の了解を得て非公開とすることができる。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し公表するものとする。

（事務局）
第8条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
２　協議会及び作業部会の事務局は、秋田河川国道事務所　流域治水課　及び　秋田県　建設部　河川砂防課が共同で行う。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）
第１０条　本規約は、令和3年3月２６日から施行する。
令和5年2月２１日　一部改定
令和6年3月１２日　一部改定。

別表１

子吉川圏域「大規模氾濫時の減災対策協議会」 委員

委員	由利本荘市	市長
	にかほ市	市長
	由利高原鉄道（株）	代表取締役社長
	気象庁	秋田地方気象台長
	秋田県	総務部　危機管理監
		建設部長
	国土交通省	東北運輸局　鉄道部長
		東北地方整備局　秋田河川国道事務所長

別表２

子吉川圏域「大規模氾濫時の減災対策協議会」　作業部会

由利本荘市	総務部　危機管理課
にかほ市	総務部　防災課
由利高原鉄道（株）	運輸課
気象庁	秋田地方気象台
秋田県	総務部　総合防災課
	建設部　河川砂防課
	由利地域振興局　総務企画部　地域企画課
	由利地域振興局　農林部　農村整備課
	由利地域振興局　建設部　保全・環境課
国土交通省	東北運輸局　鉄道部
	東北地方整備局　秋田河川国道事務所　流域治水課